

一般廃棄物収集運搬業許可証

株式会社 結南クリーンセンター

代表取締役 宮田 健治 様

守谷市長 松丸 修久



令和5年8月14日付けで申請のあった一般廃棄物収集運搬業については、
守谷市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例第37条第6項の規定に
より次のとおり許可する。

業務の区分	収集・運搬
許可の期間	令和5年8月23日 から 令和7年8月22日 まで
取扱一般廃棄物の種類	生ごみ、可燃ごみ
営業の区域	守谷市全域
搬入先	株式会社 むかしの堆肥 株式会社 アクトリーR&Dセンター
使用許可車両	つくば800か・873 つくば830い5383 つくば800あ1889 つくば100か8833 つくば830あ5301 つくば100か8834
許可の条件	
1. この許可証を他人に貸与し又は譲渡してはならない。	
2. この許可証は、許可期限が切れたとき又は不用になったときは、直ちに返却しなければならない。	
3. 法令・条例・規則及び上記事項に違反し又は市長の指示に従わないときは、この許可を取り消すことがある。	